

# 広報あじす

お知らせ版

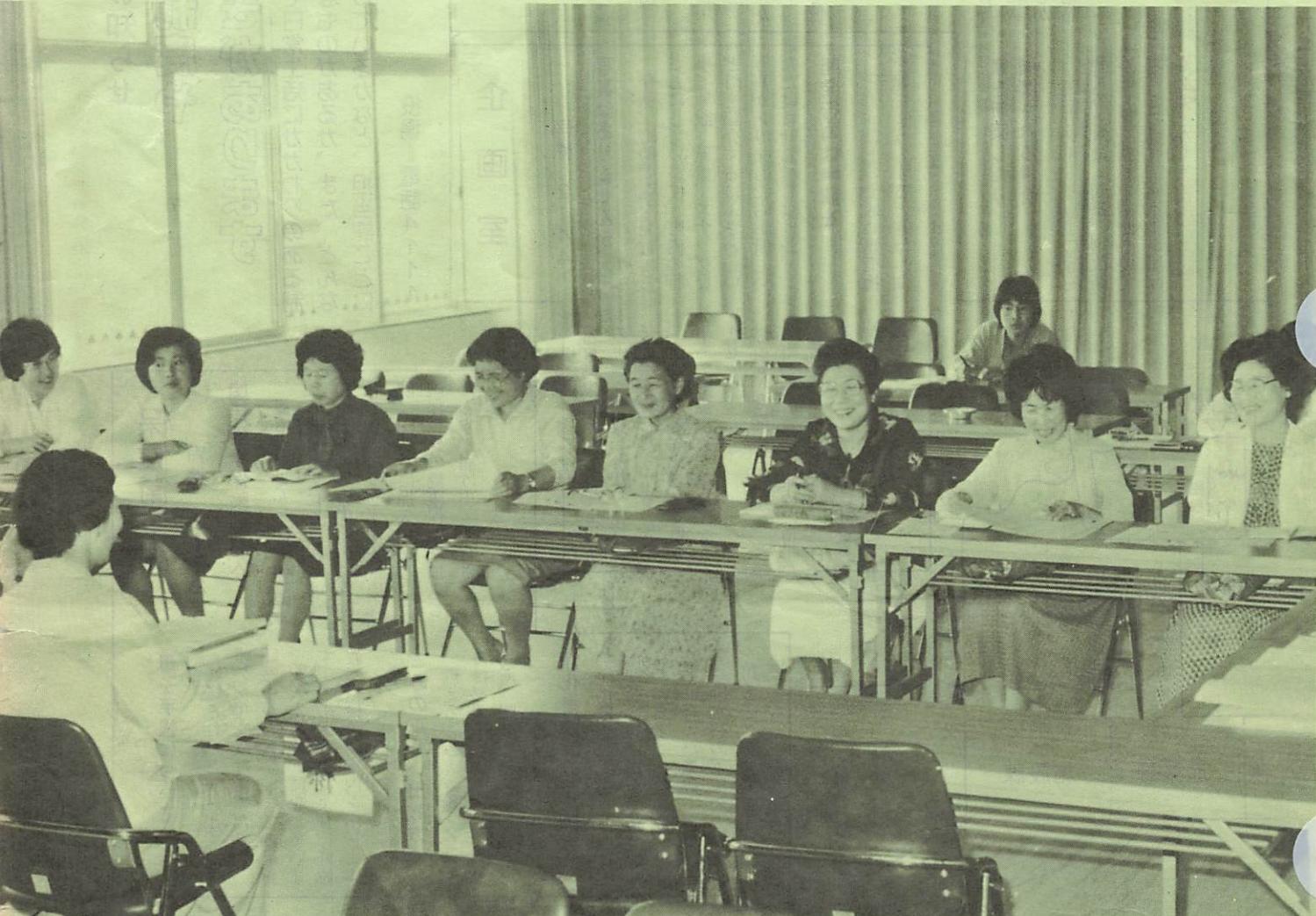


AJISU

昭和58年 5/20  
No.137

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行  
山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 4111番(代) 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



賢い消費者になるために

買い物や訪問販売などお勉強

5月30日の「消費者の日」を前に

◆ ◆ ◆

今年度はくらしの相談員として砂郷二区の西村久美子さん（電話三二六六）が県から委嘱されました。くらしについての疑問、相談ごとがありましたらおたずねください。

写真は「賢い消費者になろう」と活発な意見が出た「消費生活の身近な問題を話合つ会」

山口市葵町二丁目六一、電話山口②四〇九九九まで連絡を。

この会では、豆腐の製造年月日の表示の問題や「パックに詰めてある肉は表面と中身の色が違つ」とか、「訳のわからぬような寄付を頼まれることがあるが、どうすればよいのか」といったことなど日頃感じている問題について意見が出されました。これに対して助言者から県下の現状や法的な説明がありました。

こうした会は今後とも続けていく予定です。

五月三十日は「消費者の日」です。この機会に、みなさんが賢い消費者になるために消費問題について、家庭で地域で話し合つてみてはいかがでしょうか。もし、わからないことがありますたら、くらしの相談員か、県消費生活センター（〒七五三山口市葵町二丁目六一、電話山口②四〇九九九）まで連絡を。

これは、「買い物や訪問販売、通信販売で困ったことなどを持ちよつて話し合いましょう」と町が呼びかけたもので、阿知須町が呼びかけたもので、阿知須消費生活研究会（山根博美子代表者）の会員ら十数人と県消費生活センターの係員らが出席しました。

館で開かれました。

これは、「買い物や訪問販売、通信販売で困ったことなどを持ちよつて話し合いましょう」と町が呼びかけたもので、阿知須消費生活研究会（山根博美子代表者）の会員ら十数人と県消費生活センターの係員らが出席しました。

これは、「買い物や訪問販売、通信販売で困ったことなどを持ちよつて話し合いましょう」と町が呼びかけたもので、阿知須消費生活研究会（山根博美子代表者）の会員ら十数人と県消費生活センターの係員らが出席しました。

## 各課からのお知らせ

### こんな制度や手続があります

役場の業務の中で日常生活にかかわりのある制度や手続きはどんなものがあるか、また、どんな仕事をどこが担当しているかなど、担当課ごとにご紹介しよう。

役場=電話41111

### 都市水道課

有線 21441

引っ越しときは届出を

有線 21444

写真はありませんか

次のときは早急に届け出してください。  
▽引っ越しなどで水道の使用を中止、開始するとき  
▽家の売買で水道の持ち主が代わるとき  
▽留守などで長い間水道を使わないとき  
▽その他変更があるとき

指定業者は町の  
給水工事(家庭内の配管等)はすべて町の指定を受けた次の業者でなければ行うことができません。(一)内は電話番号。アイウエオ順

- ・大沢商店(二二〇一九)
- ・辻岡工作所(二二五五六)
- ・中村昭三商店(二二三九)
- ・宮重ポンプ店(四三八三)
- ・村藤ポンプ店(二一四九)

家を新築したり  
増築される場合

十平方メートル以上の家を建てるときは(新築、改築、移転)建築確認申請が必要です。この場合、建築工事届けも必要となります。

### 企画室

有線 21441

今秋、町勢要覧を発行することとしています。町内の行事、施設、風景、スナップなどを町を紹介するにふさわしい写真がありましたらお貸しいただけませんでしょうか。

開発行為は申請を  
三千m<sup>2</sup>以上の土地に建築物を建てようとするときは「開

発行為申請書」五千m<sup>2</sup>以上の土地を売買したり、売買の予約や賃貸したりするときは、「土地売買等届出書」を県知事あてに提出しなければなりません。

統計集を発行

町の統計資料を集めた冊子を新たに発行しました。三百部限定です。町内の統計資料が必要なときはどうぞおたずねください。

### 浄化槽設置の届け出

净化槽を設置するときは、保健所へ届け出が義務づけられています。この場合、設置基準に合った施設であり、近隣や排水路の下流の人との合意を得ることが必要です。

### 保健衛生課

有線 2122

国民健康保険の加入

誰もが何らかの健康保険に加入することになっています。

勤め先等の健康保険の被保険者でない人は必ず国民健康保険(国保)に加入しましょう。

国保以外の健康保険に加入し、たやすく届け出してください。

### 母子手帳について

有線 2122

### 施設課

有線 2121

道路や水路などを加工・占用する場合は

宅地造成するときなど勝手に公共の道路や水路に手を加えたり、使ってはいけません。道路にあるガードレールなども支障になるからといって勝手に取り除くことはできません。

この場合、道路や水路の管理者(国、県、町)の許可が必要です。事前にご相談ください。

この制度で小作契約をされた場合、期間が満了すれば必ず土地がもどってくるので安心して農地の貸借ができます。

この制度を利用される人はご相談ください。

この制度で小作契約をされた場合、期間が満了すれば必ず土地がもどってくるので安心して農地の貸借ができます。

この制度を利用される人はご相談ください。

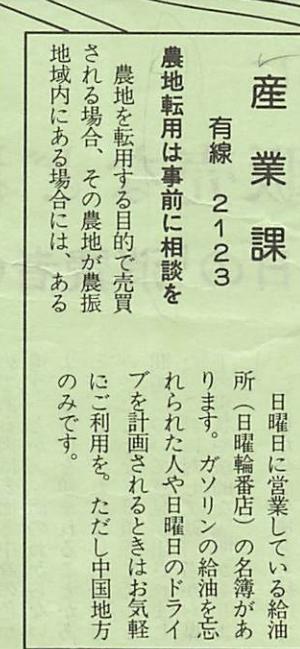
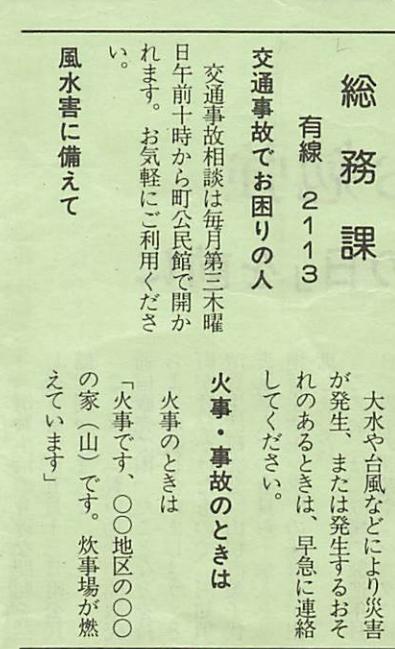
程度の制約を受けてますので、売買の予定がある場合は事前にご相談を。

農用地利用増進事業

町では従来の農業委員会の小作契約とは別に、農用地利用増進事業という制度を実施しています。

町では従来の農業委員会の小作契約とは別に、農用地利

用増進事業という制度を実施しています。



## 住民課

有線 2132(福祉)

2135(戸籍)

### 異動の届け

**出生届** 〔出生届は医師または助産婦の証明を受けて十四日以内に届け出なければなりません。母子健康手帳、印鑑も忘れずに。

**死亡届** 〔死亡届は医師の証明を受けて七日以内に届け出ることになっています。印鑑が必要。

**戸籍・住民票のこと**

住民係の窓口で申請してください。戸籍謄本、抄本を郵送で請求される場合は現金か小為替で受け付けます。

**ねたきり老人の短期保護**

ねたきり老人を介護している家族が、旅行、冠婚葬祭などで介護できないときは、一週間を限度としてお年寄りを特別養護老人ホームにお預りします。招集日などについては事務局におたずねください。

**ほのぼのサービス**

四月一日現在満七十五歳以

上の老人および身体障害者手帳の一級から四級を持つている人で希望者に三千円分の潮風呂入浴券または宇部市営バス乗車券を贈呈します。

### まごころタクシー

身体障害者手帳一種または療育手帳Aを持ってる人で希望者に年間二十枚のタクシーチケット(基本料金を町が助成)を贈呈します。手帳と印鑑が必要。

### 児童手当制度

十八歳未満の児童を三人以上以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童で、養育者の収入が一定額以下のものが対象となります。

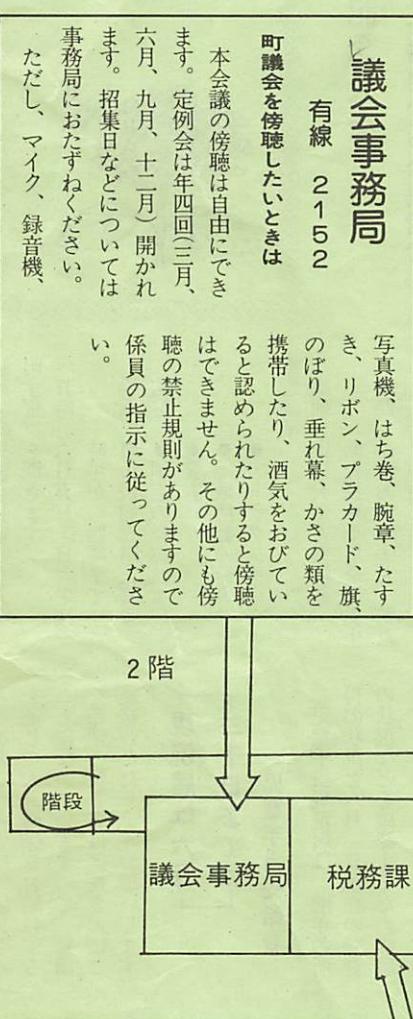
○町民税所得割のある人  
月 五千円

## 議会事務局

有線 2152

町議会を傍聴したいときは  
本会議の傍聴は自由にできます。定例会は年四回(三月、六月、九月、十二月)開かれます。招集日などについては事務局におたずねください。

ただし、マイク、録音機、



「交通事故です(他の場合は詳しく)」場所は○○です。けが人は○人です」

このように落ちついてはつきり知らせてください。あなたの名前、今かけている電話番号も

お忘れなく。  
(連絡先)

電話・有線とも一九番  
選挙人名簿への登録

年齢二十歳以上で住民基本台帳に引き続き三ヶ月以上記録されている人は、毎年九月(定期登録)と選挙の行われるとき(選挙時登録)に選挙人名簿に登録されることになります。

票ができません。

## 町民相談室

有線 2116

### お気軽にご利用を

町に対しても要望や相談ごとなどがありましたら、お気軽にお利用ください。

ただし、個人的な問題で町が間に入ることができないこともありますので、その点はご了承ください。

## 税務課

有線 2153

などは一定の基準に応じて、減免の借置がありますので相談ください。

### 税務関係諸証明

所得・課税・納税・無職などの各証明や地積図(分限図)

税などの納税義務が発生した場合や消滅した場合はなるべく早く申告書を町に提出してください。

### 納税義務の変更

軽自動車税や国民健康保険税などの納税義務が発生した場合や消滅した場合はなるべく早く申告書を町に提出してください。

### 税の減免措置

町民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税については、生活保護世帯、災害、障害

△賦課徴収係 〔町県民税(法人税・県民税を含む)、軽自動車税、木材引取税、電気税、たばこ消費税、国民健康保険税を担当する事務

△固定資産税係 〔固定資産税(都市計画税を含む)、特別土地保有税及び車庫・資産證明などの事務

## 昭和58年度農業労働標準賃金表

10a=1反

種別	賃金	増率	備考
春田耕起ツク代(平スキ)	円 6,000	3a以下 2割増	いっしょの場合
5月耕うん機ツク代(代カキ)	9,000	リ	13,000円
秋田耕うん機ツク代(うねたて)	6,500	リ	
特殊田(深田)	9,500	リ	
畑耕起(うねたて)	6,500	リ	
平常雇	男 3,600 女 3,200		
ハーベスター	8,000		
農繁期雇	男 4,500 女 4,000		
防除代金	2,000		1回につき
バインダー	8,500		ヒモは機械もち
コンバイン	16,000	3a以下 2割増	
育苗・機械植	15,000	リ	育苗 9,000円 機械植 6,000
もみの乾燥	10,000		ただし23袋までとし、24袋以上については相方で協議する
もみすり	500		1俵(60kg当り)

農業労働標準  
賃金が決まる

雄会長は五十八年度の農業労働標準賃金を表のとおり決めました。賃金には食糧費などは含まれていません。この金額は標準賃

金のため、地域の土地条件や勤務条件等を考慮して加減される場合もあります。

(産業課内)へ。問合せは町農業委員会事務局

松くい虫防除のため  
薬剤を空中散布

今年も松くい虫防除のため薬剤の空中散布を六月上旬と中旬の二回にわたり行います。散布する地域は、黒谷、江畑両ため池の上流付近です。

本町西部一帯の山林は、保安林(松が主体)に指定されておりたま池の保護や災害の防止などに役立つ貴重な財産です。緑豊かな松を守るために、みなさんのご理解をお願いします。

少年野球クラブが  
部員を募集中

阿知須少年野球クラブでは、部員を次のとおり募集しています。

- ▽募集対象 小学生の男女
- ▽練習日 毎週水、土、日曜日
- ▽会費 月二千五百円
- ▽申込み先 西村安則(砂三、電話三五〇六有線四三三八)
- または藤井正伸(門松、電話三七二)まで。

自動車税の納付は  
5月末までに

県税事務所では、自動車税は、すでに送付してある納税通知書により最寄りの金融機関で五月三十日までに納付されなければなりません。

## おしらせ



## 町民憲章制定記念大会

六月五日午後一時半から公民館で

阿知須町に住む人の、共通の「願い」や「実践目標」「誓い」となる町民憲章の制定を、祝

うとともに、この実践をみんなで進め、住みよいまちづくりに力をあわせよう」という願いを

小川先生は各地の「まちづくり」の実践事例をもとに、判りやすく、親しみある話し方をさ

れるので各地で好評です。

児童手当現況届は、前年の所得の状況と六月一日現在の養育届出さない場合、引き続い

て受給資格があつても、六月分

受給者は、六月中にこの届を提出しましよう。

町役場住民課に提出しましよう。

中国残留孤児の資料  
住民課に備え付け

6月1~3日 講習会(公、後七時)  
6月1日 幼児学級(公、前九時半)

2日 日本脳炎(役、三歳(十  
五歳児、後一時半)

3日 あじのす大学ゲートボーラ大会(町民グランド、前九時)

5日 町民憲章制定記念大会(公、後一時半)

(役、役場、公、公民館)

参加者については、区長さんを通じて人員確保をお願いすることになっていますので、聴講を希望される方は区長さんにご連絡くださいよ。

なお、六月以降に受給資格がない場合でも届は必要です。

以後の児童手当を受けることができなくなりますからご注意ください。

## ◇催しもの

26日 同和教育推進委員会(公、後一時半)

31日 麻しん(佐藤医院、開業時間)

町内のバス路線を守るために  
みんなでバスにのる

現在、町では宇部市営バスの赤字分の一部を負担しています。この負担を少なくするために、みんなでバスを利用しましょう。